

平成30年度介護報酬改定対応 平成30年10月1日 版

藤沢市 介護予防訪問型サービスⅠ(独自)(身体介護のみ、又は身体介護+生活援助)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定単位		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度)	1,168単位	1168	1月につき	
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818		
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービス を行う場合 × 90%	1051		
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合 × 70%	736		
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割			事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度)	38		1日につき
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27		
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービス を行う場合 × 90%	34				
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合 × 70%	24				
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度)	2,335単位	2335	1月につき	
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1635		
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービス を行う場合 × 90%	2102		
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合 × 70%	1472		
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割			事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度)	77		1日につき
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	54		
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービス を行う場合 × 90%	69				
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合 × 70%	49				
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅲ)	要支援2(週2回を超え る程度)	3,704単位	3704	1月につき	
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2593		
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービス を行う場合 × 90%	3334		
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合 × 70%	2334		
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割			要支援2(週2回を超え る程度)	122		1日につき
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85		
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービス を行う場合 × 90%	110				
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合 × 70%	77				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		200	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算			1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所 加算	所定単位数の 10% 加算			1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算			1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサー ビス提供加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算			1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算		200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算		100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算		200		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算				
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算				
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算				
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算				

平成30年度介護報酬改定による変更点を黄色にしています。